長野県外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱

令和６年（2024 年）８月 30 日６介第 570 号　制定

（趣旨及び目的）

第１　この要綱は、外国人介護人材が日本人職員及び介護施設利用者と緊密なコミュニケーションを確立し、早期のスキルアップ及び職場への定着を図ることを目的として、受入施設が多言語翻訳機を導入する場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２　受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行うものとする。

（補助事業者）

第３　補助金の交付対象は、外国人介護人材（技能実習生、特定技能（介護）、EPAに限る）を受け入れる、介護保険サービスを提供している長野県内の介護施設、事業所（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第４　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」）という。）は、別表のとおりとする。

（補助金額）

第５　第４の補助対象経費に対する補助金額は、別表に定める算定基準により算出した額とする。

２　前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の条件）

第６　次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1)　補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。

(3)　補助事業に係る証拠書類等の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(4)　この補助金に係る対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

（交付申請）

第７　規則第３条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、長野県外国人介護人材受入促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

(1)　長野県外国人介護人材受入促進事業計画書（様式第２号）

(2)　歳入歳出予算(見込)書抄本

(3)　その他参考となる書類

２　前項の書類の提出期限は、別に定める。

３　補助事業者は、第１項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 15 第１項又は第２項の規定による報告をするものとする。

（交付の決定）

第８　知事は、第７の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（事前着手）

第９　補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に該当する場合には、長野県外国人介護人材受入促進事業補助金事前着手届（様式第３号）を知事へ提出するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第10　第６第１号ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

(1)　事業内容の著しい変更とならない場合

(2)　補助対象経費を20パーセントの範囲内で増額又は減額する場合

(3)　事業内容に変更が無く、入札減等やむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

（変更の申請等）

第11　第６第１号本文及び第２号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1)　補助事業の内容を変更しようとするとき

長野県外国人介護人材受入促進事業補助金変更承認申請書（様式第４号）

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

長野県外国人介護人材受入促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第５号）

（変更等の承認）

第12　知事は、第11各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第13　規則第７条第１項の規定による交付申請の取下げは、長野県外国人介護人材受入促進事業補助金交付申請取下書（様式第６号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

２　前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第14　規則第12条第１項に規定する実績報告書は、長野県外国人介護人材受入促進事業補助金実績報告書（様式第７号）によるものとする。

２　規則第12条第１項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1)　事業実績報告書（様式第８号）

(2)　歳入歳出決算（見込）書の抄本

(3)　契約書等支出証拠書類

(4)　その他参考となる書類

３　前２項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の２月28日のいずれか早い日とする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第15 第７第３項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

２　第７第３項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第９号）　により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

　また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第１項の補助事業の額の確定のあった日の翌年６月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（額の確定）

第16　第14の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第17　補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県外国人介護人材受入促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

（申請書等の提出部数）

第18　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、１部とする。

附　則

この要綱は、令和６年８月 30 日から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準
介護業務に使用できる多言語翻訳機の導入のために必要な経費 ただし、下記に留意すること。 ①双方型音声翻訳機であること。 ②介護業務に必要な介護用語が導入されている機種とすること。 （該当機種が採用している検索エンジンが介護用語をカバーしている場合も含む。） ※多言語翻訳機に介護用語が導入されていることが分かる書類（仕様書、パンフレット等）を添付すること。 ③受け入れている外国人介護人材の母国語に対応していること。 ④SIM カードについては多言語翻訳機本体専用のものに限り、１台につき１枚のみ可とする。 （ただし、同時購入に限る。） ⑤複数台購入する場合は同機種であること。 ⑥本体購入費（税込）のみ対象とする。 ⑦<u>**以下は対象外**</u>とする。 ・多言語翻訳機専用アクセサリ等附属品 ・電子辞書 ・スマートフォンやタブレット本体、翻訳用アプリ ・モバイル Wifi ルーターのみの機能を持つもの ・月額使用料 ・クレジットカード等のポイント払い ・本体保証費	補助基準額（１台あたり 30,000 円）と実際に支出する予定額のうち、少ない方の額に補助率 3/4 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て） 補助台数は、<u>１施設・事業所あたり３台まで</u>とする。 ただし、申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材（介護技能実習生・特定技能（介護）・EPA に限る）の数を上限とする。 ※当該年度の予定従事者を含むが、<u>年度内に従事しなかった場合は対象外</u>とする。